

各加盟組合代表者殿
各地連議長殿
各本部役員殿

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
(サービス連合)
会長 後藤常康

「第17回中央委員会」の開催について

【中央委員会開催告知】

12月に入り公私共にご多忙の中、皆様におかれましてはますますご健勝にてご活躍のことと拝察いたします。また、日頃はサービス連合の活動にご理解、ご協力をいただき御礼申し上げます。

サービス連合は、12月8日に開催された第3回中央執行委員会において「2018春季生活闘争方針(案)」を確認いたしました。

つきましては、「サービス連合 2018 春季生活闘争方針 (案)」などを議題に、別紙の通り「サービス連合第17回中央委員会」を開催いたします。

2018 春季生活闘争では、2014 春季生活闘争から継続して賃上げの取り組みを定着させ、21 世紀の基幹産業として期待されるサービス・ツーリズム産業全体の労働環境の向上を推し進めることとしております。そこで、中央委員会に先立ち午前中に学習会を開催いたします。今回は、すべての加盟組合が取り組む最低保障賃金について理解を深めるために、厚生労働省労働基準局賃金課長の武田 康祐氏と日本労働組合総連合会(連合)総合労働局局長の藤川 慎一氏をお招きし、中央最低賃金審議会での議論経過や最低賃金の意義と役割、決定プロセスなどについてご講演いただきます。

各加盟組合・各地連におかれましては、中央委員・特別中央委員及び各役員の選出、出席を要請いたします。

記

I. 「サービス連合第17回中央委員会」の開催について

1. 開催日時：2018年1月24日(水)

9時30分	受付開始(※1)
10時00分～11時30分	学習会(※2)
11時40分～15時50分	中央委員会

※1:すべての中央委員・特別中央委員・傍聴者は必ず受付をお願いします。

※2:学習会は中央委員会の前に開催いたします。中央委員会の参加者は全員受講していただきますので、開始時刻10時00分までにご来場ください。

学習会:「最低賃金について」

講師:厚生労働省 労働基準局 賃金課長

武田 康祐氏

日本労働組合総連合会(連合)総合労働局 局長

藤川 慎一氏

2. 会 場：「連合会館」 2階大会議室（別紙案内図参照、連合本部の建物）
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 TEL03-3253-1771

3. 議 題：中央委員会での議題は以下のとおりとします。

- (1) 2017 秋闘のまとめ（案）
- (2) 2018 春季生活闘争方針（案）（※）
- (3) 「2017 年度上期活動報告」、「2017 年度上期会計報告」、
「2017 年度上期会計監査報告」
- (4) 役員補選
- (5) その他

※「2018 春季生活闘争方針（案）」の内容は、サービス連合新聞速報にて事前にお知らせします。議案書は当日配布いたします。

4. 中央委員：サービス連合規約第 36 条および第 37 条に基づく、中央委員・特別中央委員の定数と登録および委任手続きについては次のとおりです。

（各加盟組合の定数は別表をご参照下さい）

(1) 中央委員は加盟組合ごとに選出し、その定数は次のとおりです。なお、会費納入組合員数は中央委員会告知日（2017 年 12 月 11 日）現在とします。

会費納入組合員数	500 名未満	1 名
同	500 名以上	2 名
同	2,000 名以上	3 名

(2) 特別中央委員は下記の基準により選出し、その人数は次のとおりです。

- ① オブザーバー組合は、前項の基準（中央委員と同じ）により加盟組合ごとに選出します。
- ② 女性枠については、加盟組合より 6 名を選出します。
- ③ 地連枠については、各地連より 1 名ずつ選出します。

(3) 中央委員及び特別中央委員の氏名は、2018 年 1 月 10 日（水）までに、別紙『登録用紙』に必要事項を記入の上、サービス連合本部宛に登録（FAX または郵送）してください。

(4) 当日出席ができない場合は、中央委員会議長に委任状を託して権利を委任することができます。委任状提出の場合でも、中央委員氏名の登録は必要です。サービス連合規約第 37 条に基づき、『登録用紙』と『委任状』の両方に必要事項を記載・押印の上、サービス連合本部宛に登録（FAX または郵送）してください。

5. 傍 聴 者：傍聴参加者の氏名も、2018 年 1 月 10 日（水）までにサービス連合本部宛に届け出をお願いいたします。

II. 交通費・宿泊費などについて

1. 旅費・交通費の取り扱い

中央委員会出席者の旅費・交通費は、原則として以下の方法で一括精算します。

- (1) サービス連合本部役員、女性枠・地連枠の特別中央委員の交通費・宿泊費は、サービス連合内規に基づいて当日本部事務局より支給します。(サービス連合内規：交通費は「加盟組合事務所所在地」または「該当参加者の職場所在地」が片道 80 km を超える場合に支給し、宿泊費は開始時刻に間に合わない場合に原則 1 万円まで支給いたします。)

事前に金額の連絡をお願いします。

※航空機を利用の場合は「領収書(原本)」を、航空機利用のパッケージ商品を利用の場合は「領収書(原本)」と「行程表」を、当日必ずご持参ください。

- (2) 中央委員ならびにオブザーバー組合の特別中央委員の交通費は、サービス連合旅費規定第 7 条に基づき、中央委員は「往復 20,000 円」を超えた部分について、オブザーバー加盟組合の特別中央委員については「往復 30,000 円」を超えた部分について実費支給します。なお、宿泊費は全額加盟組合の負担としますが、往復割引運賃の料金を上限にパッケージ商品利用の場合は交通費と同様の扱いで支給いたします。(パッケージ利用時の宿泊は 1 泊分のみの支給とします。)

登録用紙「交通費記入欄」にて事前に金額の連絡をお願いします。

※航空機を利用の場合は「領収書(コピー可)」を、航空機利用のパッケージ商品を利用の場合は「領収書(コピー可)」と「行程表」を、当日必ずご持参ください。ご持参いただけない場合は、交通費の支給ができないことがあります。

※交通費について

- ①経路については、運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な方法によるものとします。
- ②航空機を利用する場合は、可能な限り安価な早割・特割やパッケージ商品のご利用をお願いします。
- ③あらかじめ往復費用(職場または労組事務所所在地より大会会場最寄り駅まで)の確定した金額について報告をお願いいたします。(登録用紙および別紙をご参照ください。)
- ④ICカード乗車券保有者の方は、安価なICカード乗車券の利用にご協力願います。

- (3) 傍聴参加者の交通費・宿泊費は、全額加盟組合の負担とします。

2. 宿泊について

前泊および後泊の斡旋は行いません。必要な場合は各自にて手配願います。

(サービス連合本部役員、女性枠・地連枠の特別中央委員の宿泊費は、当日の開始時刻に間に合わない場合に原則 1 万円まで支給いたします。なお、宿泊の手配は各自にてお願いします。)

3. その他

- (1) 交通費の支給は、中央委員会当日の昼食休憩時に本部事務局より行います。
- (2) 中央委員会に関する今後の追加情報および要請事項がある場合は、本部事務局より「中央委員会事務局情報」としてその都度配信いたします。
- (3) その他、中央委員会についてのお問い合わせは、サービス連合本部事務局までご連絡下さい。

【連絡先】 TEL:03-5919-3261 FAX:03-5919-3264 担当:矢野・平松・奥田・橋本・新岡・岩崎

以上

《サービス連合 第17回中央委員会 会場案内》 連合会館 2階 大会議室

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 (連合本部の建物)
(下の地図をご参照ください)



< 最寄り駅のご案内 >

JR中央線・総武線	「御茶ノ水駅」聖橋口	徒歩5分
東京メトロ千代田線	「新御茶ノ水駅」B3出口	徒歩0分
都営地下鉄新宿線	「小川町駅」	徒歩2分
東京メトロ丸の内線	「淡路町駅」	徒歩4分

< 羽田空港利用の方 >

約25分 (IC利用 ¥483-、現金 ¥490-)	約15分 (IC利用 ¥154-、現金160-)	
・ 羽田空港	⇒ 浜松町駅	⇒ 御茶ノ水駅
	モノレール	JR(山手線・中央快速線など)

< 東京駅・品川駅利用の方 >

約4分 (IC利用 ¥133-、現金 ¥140-)	
・ 東京駅	⇒ 御茶ノ水駅
	JR(中央快速線)
約20分 (IC利用 ¥165-、現金 ¥170-)	
・ 品川駅	⇒ 御茶ノ水駅
	JR(山手線・中央快速線など)